

○ 検視等従事者に対する賞揚制度について（通達）

平成28年2月26日付け捜一甲達第7号等
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成3年11月20日付け捜一発641号、鑑発327号、監発288号、外発643号、公発290号、交指発479号「変死体等の取扱者（捜査員）に対する賞揚制度について」

検視等に従事する警察官の士気高揚を図り、適正な検視業務を推進するため、これまで対号により、死体の取扱いに対する賞揚制度を運用してきたものであるが、より適正で公平な賞揚を実施するため、今般、評価要領等を見直し、下記のとおり運用することとしたので、周知徹底されたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 賞揚制度の目的

検視等は、捜査活動の一環としての証拠保全、その死因が犯罪に起因するか否かの判断及び身元確認と遺族への説明や遺体の引き渡し等、警察業務には欠かせない重要な業務である。

しかも、病死や事故死等を偽装した殺人事件等の犯罪死見逃し事案が未だに全国的に散見され、検視等にあっては、遺族感情に配慮しながらも、綿密な死体観察と徹底した環境捜査等が要求されている。

さらに検視等は、疫病等感染の危険性が伴い、また腐敗臭等の劣悪な条件下で行われることもあるため、検視等従事者の精神的、肉体的な負担は大きいものがある。

このため、検視等の実績が優秀である警察官を賞揚することにより、その士気高揚を図り、より適正な検視業務を推進し、もって事件に強い警察を確立するものである。

2 評価対象者

県下警察署で勤務する警部補以下の警察官で、死体の検視等を行った者及び同補助者。

3 表彰種別

死体の取扱実績に応じて、別表1「表彰種別」に定める表彰を授与するものとする。

4 評価要領

検視官室において、評価対象者が年間（1月1日から12月31日まで）に取り扱った死体を別表2「取扱死体の評価区分」に定める基準に従って点数評価し、高点数に達した者について、死体・現場観察、環境捜査及び遺族対応等の実施状況

を審査し、総合的に評価するものとする。

そのほか、検視等を通じて、犯罪死の見逃し防止や身元不明死体の身元割出し等に功労があったと認められる者についても、その都度、評価するものとする。

5 表彰上申

捜査第一課長は、表彰種別に応じて警察本部長または刑事部長に表彰上申するものとする。

6 その他

平成28年中の評価については、平成28年1月1日から遡って評価することとする。

別表 1

表 彰 種 別

表 彰 種 別	功 勞 内 容
本 部 長 賞 誉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間を通じて、多数の検視等に積極的に従事し、犯罪死の見逃し防止に努め、適正な検視業務を遂行した成績が極めて優秀である者。 ○ 犯罪死の見逃し防止等に多大な功労があったと認められる者。
刑 事 部 長 内 賞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間を通じて、多数の検視等に積極的に従事し、犯罪死の見逃し防止に努め、適正な検視業務を遂行した成績が優秀である者。 ○ 犯罪死の見逃し防止等に功労があったと認められる者。
捜 査 第 一 課 長 賞	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間を通じて、多数の検視等に積極的に従事し、犯罪死の見逃し防止に努め、適正な検視業務を遂行した成績が良好である者。 ○ 身元不明死体の身元割出し等に功労があったと認められる者。

別表 2

取扱死体の評価区分

(死体種別による基本点数)

種 別	区 分	点 数
A 死 体	○ 蛆等が多数付着した死体または極めて強い悪臭を放つなどの高度腐敗死体	3 点
B 死 体	○ 轢死体、焼死体または臓器や人骨を露呈するなどの損傷の著しい死体 ○ 高度腐敗死体に該当しないが、比較的軽度な悪臭を放つ死体	2 点
C 死 体	○ 上記のいずれの死体にも該当しない死体	1 点

(従事内容による付加点数)

種 別	区 分	点 数
A 従 事	犯罪死体の検証官（実況見分官）	5 点
B 従 事	解剖立会	4 点